

鳥取県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県環境保全型農業直接支払交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう、農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2885号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知）に基づいて行う、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し予算の範囲内で本交付金を交付する。

(1) 別表1の第1欄の1の事業については、当該対象事業を行う同表の第2欄の1に掲げる者に対し、当該対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費を交付する市町村。

(2) 別表1の第1欄の2の事業を行う市町村。

2 本交付金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 別表1の第1欄の1の事業にあつては、別表2の第2欄に掲げる農業生産活動別の交付単価に、当該対象農用地面積を乗じて得た額に別表1の第4欄に定める率を乗じて得た額（以下、「県交付金」という。）の合計額以下とする。

(2) 別表1の第1欄の2の事業にあつては、同表の第3欄に定める経費の額と、交付申請額のいずれか低い額とする。

(経費の流用の禁止)

第4条 各対象事業の間においては、交付対象経費を相互に流用してはならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本交付金の交付申請は、農地・水保全課長が別に定める日までに、対象事業ごとに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本交付金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、その財源に充当する国の交付

金の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本交付金の交付を受ける者（以下「交付金事業者」という。）は、第3条第1項に規定する別表1の第1欄の1の間接交付金（以下「間接交付金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接交付金事業者」という。）に対して、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなくてはならない。

第12条(第4項を除く。) 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、 第25条及び第26条	補助事業者等	間接交付金事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接交付金事業
	知事	交付金事業者
	様式第2号による	交付金事業者が定める
	対象事業	間接交付金事業
	様式第3号による	交付金事業者が定める
	補助金等及び間接県費 補助金等	間接交付金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、対象事業毎に別表1の第5欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な変更等の承認)

第9条 交付金事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付金事業について変更の承認をしようとするときには、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は前項の規定による知事の承認について準用する。

3 交付金事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接交付金事業において、交付金の増額をともなう変更並びに間接交付金事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 交付金事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接交付金事業者に対して指示をし、又は間接交付金事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

第3条第1項に規定する別表1の第2欄の1の事業においては下記の(1)及び(3)のとおりとし、第3条第1項に規定する同表の第2欄の2の事業においては、下記の(2)及び(3)のとおりとする。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と、交付金交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。ただし、交付金の全額が規則第19条の規定により概算払された場合においては、交付決定年度の翌年度の4月20日。

(2) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接交付金事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と、交付金交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。ただし、交付金の全額が規則第19条の規定により概算払された場合においては、交付決定年度の翌年度の4月20日。

(3) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接交付金の支払い)

第12条 別表1の第1欄の1の事業にあつては、交付金事業者は本交付金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接交付金を、遅滞なく間接交付金事業者に支払わなくてはならない。

(進捗状況の報告)

第13条 交付金事業者は、交付決定に係る年度の第3四半期の末日現在において様式第4号による報告書を作成し、当該年度の1月15日までに提出しなければならない。

(概算払の時期等の変更を求める書類)

第14条 規則第20条第1項の申出書は、様式第5号によるものとする。

(交付決定前着手)

第15条 事業の着手は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、別表1の第1欄の2の事業について交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した様式第6号をあらかじめ知事に提出するものとする。

(書類の保存)

第16条 交付金事業者は、規則第26条に定める書類に加え、推進交付金交付等要綱別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第17条 交付金事業者は、補助事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付金調書を作成しておかなければならない。交付金調書は別表1の第1欄の1の事業については交付等要綱別記様式第7号、別表1の第1欄の2の事業については推進交付金交付等要綱別記様式第10号によるものとする。

(残存物件の処理)

第18条 交付金事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(額の再確定)

第19条 交付金事業者は、規則第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出するものとする。

(提出書類の部数等)

第20条 規則及びこの要綱の規定により交付金事業者が知事に提出する書類は、所轄の地方事務所（東部農林事務所、中部総合事務所、西部総合事務所をいう。以下同じ。）を経由して提出しなければならない。

(雑 則)

第21条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成23年4月21日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成24年3月12日から施行し、平成23年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成24年7月19日から施行し、平成24年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成25年6月 7日から施行し、平成25年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成27年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成28年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成29年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成30年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成31年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、令和2年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、令和3年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、令和4年度事業から適用する。
- 附 則 この要綱は、令和5年度事業から適用する。

別表1（第3条、第5条、第6条、第8条、第10条及び第11条関係）

1 対象事業	2 事業主体	3 交付対象経費	4 交付率	5 重要な変更
1 環境保全型 農業直接支 払交付金	農業者団体等	交付等要綱別紙の規定により別表2の第1欄に掲げる活動に要する経費に充てるため、農業者団体等に対し交付金を交付するのに要する経費	3 / 4	1 間接交付金の増額 2 交付金の30%を超える減額
2 環境保全型 農業直接支 払推進交付 金	市町村	交付等要綱別紙3第2の規定に基づき市町村が行う事業に要する経費のうち、日本型直接支払推進交付金実施要領第6に規定する経費	10 / 10	

別表2（第3条関係）

【農業生産活動別交付単価】

（単位：円／10アール）

1 農 業 生 産 活 動	2 交付単価
(1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）とカバークropp（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	6,000
(2) 5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全にする施用を組み合わせた取組	4,400
(3) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組 （そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物以外）	12,000 （このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算）
(4) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組 （そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物）	3,000
(5) 5割低減の取組とリビングマルチ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	5,400 （小麦・大麦・イタリアンライグラスを作付けした場合は、3,200円）
(6) 5割低減の取組と草生栽培（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	5,000
(7) 5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組	3,000
(8) 5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組	800
(9) 5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組	800
(10) 5割低減の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組 うち、①：畦補強等を行わない場合 ②：有機質肥料の購入・投入実態がない場合 ③：①、②の両方に該当する場合	8,000 7,000 5,000 4,000
(11) 有機農業の取組の拡大に向けた活動	4,000

様式第1号（第5条、第11条関係）

〇〇 年度 事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 完了予定（又は完了）年月日

4 添付書類 それぞれ別添（1）～（3）のとおり。

（1）環境保全型農業直接支払交付金の申請時

ア 環境保全型農業直接支払交付金実施要領共通様式第3号別紙

イ 環境保全型農業直接支払交付金実施要領様式第8号別紙1及び別紙2

（2）環境保全型農業直接支払推進交付金の申請時もしくは実績報告時

日本型直払推進交付金実施要領様式第2号別紙2-3及び別紙2-3別添

（3）環境保全型農業直接支払交付金の実績報告時

ア 環境保全型農業直接支払交付金実施要領様式第7号及び添付様式7

イ 環境保全型農業直接支払交付金実施要領様式第8号別紙1及び別紙2

様式第2号（第5条、第11条関係）

〇〇 年度 事業収支予算書（決算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 又は 本年度決算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 又は 本年度決算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
合 計					

番 号
年 月 日

市町村長 様

職 氏 名

〇〇 年度 鳥取県環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書

〇〇 年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった環境保全型農業直接支払交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金の対象事業の内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本交付金の交付対象経費の配分は及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、鳥取県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月27日付第201100010050号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 交付規程の遵守

本交付金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

所在地及び氏名 代表者 氏 名

〇〇 年度 環境保全型農業直接支払交付金遂行状況報告書

〇〇 年 月 日付第 号で交付決定通知のあった鳥取県環境保全型農業直接支払交付金（推進交付金）について、鳥取県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱により、下記のとおり事業の遂行状況を報告します。

記

区 分	計画 (A)	事業の遂行状況			
		第3・四半期までに完了した もの		第3・四半期以降に実施する もの	
		事業費 (B)	出来高 比率(A/B)	事業費	事業完了 年月日
環境保全型農業 直接支払交付金	円	円	%	円	
環境保全型農業直 接支払推進交付金					
合 計					

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

市町村長

〇〇 年度 環境保全型農業直接支払交付金の支払にかかる申出書

〇〇 年 月 日付第 号による交付決定にかかる環境保全型農業直接支払交付金の支出について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

対象事業等の名称	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

市町村長

〇〇年度 鳥取県環境保全型農業直接支払交付金交付決定前着手届

鳥取県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱15条の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、提出する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、交付金事業者が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

対象事業	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
推進交付金				